

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B郡所在の学校法人C（以下「事業場」という。）に臨床検査技師として採用され、D病院において検査業務に従事していた。

請求人によれば、上司から繰り返し精神的迫害と業務妨害を受けていると強く感じる状態となり、平成〇年〇月頃からは上司への恐怖心が強くなり、不眠が続き、同年〇月から体調不良のため休むことが多くなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「不安障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日審査官受付の意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月中旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの『F43.21 遷延性抑うつ反応』を発病した」と述べている。

これに対し、請求人は、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書を根拠に、自らの精神障害の発病時期について、平成〇年〇月～〇月であると主張している。そこで、同医師の所見について精査すると、同医師は、平成〇年〇月〇日付け面談記録においては、要旨、「請求人は、平成〇年〇月中旬頃から眠れないと訴えており、この頃に強い不安が生じたものです。」と述べ、また、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、「疾病名 遷延性抑うつ反応、発病時期平成〇年〇月頃」と述べており、更に前記意見書においては、「この発端は〇月から上司のひどい叱責などであり、担当医は請求人の発病時期を同年〇月頃と考えたが、〇月～〇月の事柄は一連のもので、またそれが、症状を大きく悪化したと考えられる。本人的には一番ひどい扱いを受けたのが〇月～〇月の事柄であって、〇月～〇月以降の発症と考えたのと、〇月に発症したとすると、発病前の事柄のみ審査の対象となるということをかかなり危惧されていたこともあると思われる。」と述べている。そうすると、G医師の医学的な意見としては、請求人の発病時期は〇月頃であるとの見解であると解釈することが相当であり、請求人の主張は採用することができない。

したがって、当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月中旬頃に、ICD

－ 10 診断ガイドラインの「F 4 3. 2 1 遷延性抑うつ反応」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 特別な出来事について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 特別な出来事以外の出来事

(ア) 請求人は、請求人が何年も取り組んできたISO15189認定事業（以下「ISO事業」という。）の更新が中止になったことにより、請求人の業務内容及び業務の質が大きく変化した旨主張している。

この点、請求人の主要業務と認められるISO事業は、平成〇年〇月末日をもって更新中止の決定がなされたことは事実であり、このことに伴い、請求人が行ってきた技師長代行業務についても、他の副技師長と分担することにより軽減されることとなり請求人の業務内容に大きな変化が生じたことが認められる。

そして、本件における資料からは、請求人は相当の裁量をもってISO事業の業務を行っていたことが確認できるところ、同事業の更新中止に伴い請求人の業務内容が大きく変更となったものと推認され、請求人にとっては一定の喪失感があったものと考えられる。もっとも、ISO事業の更新中止は、病院の方針として決定されたものであり、これに伴う新たな業務体制整備の方針に基づき請求人の業務内容が変更となることは、不合理な事態であるとは評価し難く、当審査会としても、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる

出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に相当すると思料するも、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月上旬に、ミーティングの席上でH部長から激しい叱責を受けたり、請求人の発言等の全面否定を受けたりした旨主張している。

同主張に関連して、H部長は、「請求人が自分勝手な判断で仕事をしたりするときに侮辱を感じたので、少し強い口調で発言したことはあります。」「請求人がチーフを降りて一般検査をやりたいと訴えた時には、叱責に近いことを言ったかもしれません。」旨述べていることから、同部長が請求人に対して強い口調での指導を行った可能性があるとして認められる。しかしながら、その表現や内容について精査するも、同部長が請求人に対して強い指導・叱責を行ったとまでは認められるものではなく、業務指導の範囲を超えるものではなかったと判断することが相当である。そうすると、当審査会としても、請求人が主張する上記出来事は、認定基準別表1の具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 次に、請求人は、平成〇年〇月〇日頃の業務体制再整備についての臨時会議で、突然、H部長から請求人が就いていた各種委員会の委員の解任を命じられたこと等も心理的負荷になったと強く主張している。

この点、各種委員会・部会における委員の交代は、I S O事業の更新中止に伴う業務体制整備の一環として行われたものと判断すべきであり、請求人について、何らかの意図のもとに解任したものとは認め難い。もっとも、H部長が上記臨時会議において、請求人に委員交代の指示をしたことは事実であることから、当審査会としても、同出来事について、認定基準別表1の具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとして当てはめて検討するも、決定書理由第2の2の(2)のイの(オ)に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 請求人の時間外労働について

請求人は、平成〇年〇月以前において、恒常的な長時間にわたる時間外労

働を行っていた旨を意見書等において主張している。

この点、請求人は新たに上記意見書等を提出し、請求人自らがタイムカードにより管理していた時間をもって、請求人の就労時間であると主張している。当審査会においては、同資料を精査したが、請求人が就労したとする時間外労働時間は、請求人の自由な裁量によって行われていたと判断すべき部分が極めて大きく、会議、出張等明らかな業務命令によるものと判断できる時間を除く大部分について、使用者の指揮命令による労働であったとは判断し得ない。この点、請求人も、「非常に裁量権の高いポジションだった」、「仕事か自分の勉強かどちらともいえないこともあった」旨述べており、当審査会としては、上記請求人が主張する時間外労働時間については、請求人が就労を余儀なくされた労働時間であるとは判断できない。

エ このほかにも、請求人は、平成〇年〇月下旬以降に、請求人に生じた業務による心理的負荷をもたらす出来事について種々主張しており、G医師も、前記意見書において、「〇月～〇月の事柄は一連のもので、またそれが、症状を大きく悪化したと考えられる。」と述べている。当審査会においては、同医師の意見も勘案し、発病後の各出来事について精査するも、認定基準別表1の「心理的負荷が極度のもの」に該当するとは認められず、また、「極度の長時間労働」も認めることはできない。

したがって、請求人の本件疾病発病後において「特別な出来事」は認められない。

(4) 以上を総合すると、当審査会としても、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

(5) 請求人のそのほかの主張について子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。